

## 第4回茅ヶ崎市高齢者福祉計画

### ・介護保険事業計画推進委員会会議録

議題	(議題) 1 指定地域密着型サービス事業所の指定及び更新について 2 第6期高齢者福祉計画・介護保険事業計画について 3 その他
日時	平成26年10月3日(金)午後2時00分～午後3時40分
場所	茅ヶ崎市役所本庁舎6階・会議室
出席者氏名	田中久夫、三上秀明、寺田洋、篠原徳守、青木三郎、小谷勲、鈴木忠義、柏崎周一、武見正利、柏木智憲、米山康之、今野かほる  事務局：保健福祉部長、高齢福祉介護課長、高齢福祉介護課介護保険担当課長、高齢福祉介護課職員、浜銀総合研究所
欠席者氏名	橋本久美子、外池仁、村越重芳
会議の公開・非公開	公開
傍聴者数	0人

#### (会議の概要)

委員長 只今より平成26年度第4回茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会を開催する。

議題1 指定地域密着型サービス事業所の指定及び更新について(意見聴取)  
(資料1・2) 説明【高齢福祉介護課：大川課長補佐】

委員長 各委員より意見・質問はあるか。

米山委員 今回指定を更新する指定夜間対応型訪問介護事業所の職員配置について、オペレーター・面接相談員・訪問介護員等については兼務とある。事業所内の兼務と考えて良いか。

事務局 事務所内の兼務である。

**米山委員** 職員配置の欄に多くの人数が記載されているが、実際の人員配置はどのようになっているか。

**事務局** 職員配置には常勤で勤務可能な人数を記載しているが、実際は最低基準の人員が配置されている。

**委員長** 指定及び更新については、人員基準があると思うが、如何か。

**事務局** 条例で人員基準が定められている。

**委員長** 指定夜間対応型訪問介護事業所におけるオペレーターの役割を教えてください。

**事務局** 利用者からの連絡に対し交信する役割を持っている。

**田中委員** 議題1の指定及び更新については両事業所とも人員基準を満たしていると考えて良いか。

**事務局** その通りである。

**柏崎委員** 指定夜間対応型訪問介護事業所について、管理者がオペレーターを兼務することも出来るか。

**事務局** 管理者は専らその職務に従事する者とされているが、支障が無ければ他の業務との兼務も可能である。今回指定の更新を行う事業所の管理者についてはオペレーターとの兼務となっている。

**武見委員** 地域密着型介護老人福祉施設を新規指定しているが、従来の広域型介護老人福祉施設との違いを教えてください。

**事務局** 大きな違いとしては地域密着型介護老人福祉施設の定員が29名以下であること、及び所在する市町村の住民のみが利用できる点である。

**柏崎委員** 地域包括支援センターについて、愛称が仮称で提示していたものと変更になった旨の説明を受けたが、そもそも愛称をもって地区を連想することができない。この点についてはどのように考えるか。

**事務局** ご指摘の点については、来年度より地区と愛称を併記することで対応を行う予定である。

**委員長** これは事務局にお願いしたいことだが、議題1については資料の名称と次第の議題が一致しておらず分かりづらいので注意してほしい。他に意見が無ければ議題1の指定地域密着型サービス事業所の指定及び更新については意見聴取を終了し次の議題に進むがよいか。

(委員了承)

## **議題2 第6期高齢者福祉計画・介護保険事業計画について**

(資料3・4・5・6・7) 説明【高齢福祉介護課：内藤主幹】

**柏崎委員** 計画案にある茅ヶ崎市の総人口と増加率について、平成22年以降のデータが無い。いかなる理由によるか。他のデータとの整合はどうか。

**委員長** 国勢調査のデータに基づいており、直近のデータが平成22年であることによるのではないか。国勢調査のデータを使用する場合には致し方ないだろう。

**柏木委員** 介護予防訪問看護について、計画案では平成27年度以降に大幅な増加を見込んでいるが、いかなる理由によるか。

**事務局** 平成26年度の実績見込みが現段階で計画量の2,723回を大幅に上回り10,000回を超す勢いである。このため、平成27年度以降の計画量を大幅に増加をさせている。

**柏木委員** このたびの介護保険制度改正の影響ではなく、単に利用が増加していることによるか。

**事務局** その通りである。

**委員長** 介護予防訪問看護の利用が大幅に増加した点について、どのような理由が考えられるか。

**事務局** 過去にケアプラン点検を実施している。具体的な理由は不明だが、介護予防訪問看護を積極的に利用したいという意向が多いようだ。

**田中委員** 計画案についてはパブリックコメントを実施すると聞いているが、第5期計画策定時には何件の意見提出があったか。

**事務局** 10名の方から意見を頂戴し、意見総数は49件である。

**田中委員** 専門的な意見が多いと考えるが如何か。

**事務局** もちろん専門的な意見もあるが、一般的な意見も寄せられている。

**武見委員** 介護予防・日常生活支援総合事業について、事業を実施する団体の運営等の基準については、厚生労働省が定める基準に従って市町村が定めることになるとある。現在、市は基準を定めているか。

**事務局** 定めていない。厚生労働省ではガイドライン案を作成し全国自治体から寄せられた意見を集約しているところである。それに基づいてガイドライン案に修正が加えられ、3月に正式なガイドラインが示される予定となっている。その後において市の基準を定める予定である。

**柏崎委員** 介護予防・日常生活支援総合事業については市内所在の介護保険事業者、NPO法人、地区社会福祉協議会、地域で活動する市民団体、シルバー人材センター、民間企業へ介護予防・生活支援サービスへの興味・関心についてアンケート調査を実施しているとある。全送付件数1,219件に対して、民間事業者が1,065件とあり偏りがあると思うが如何か。アンケートの送付先の90%が民間事業者となると、民間事業者の回答に左右される部分が大いではないか。

**事務局** 回答のあった民間事業者は200件程度と把握している。意図としては、介護予防・日常生活支援総合事業についての関心度を調査することにある。アンケートについては、市内所在の介護予防・日常生活支援総合事業を担うことが出来ると考えられる団体について選別することはせず、全ての団体に送付した結果である。民間事業者については、商工会議所より情報提供頂いた全ての業者へ調査をしている。

**柏崎委員** 民間事業者を含め全体的に関心があるという回答は多いか。

**事務局** 見向きもされず、回答のない団体もあったが、134件の団体より介護予防・日常生活支援総合事業に関心がある旨の回答を受けている。そのうち介護保険事業者以外の事業者が78件含まれている。市内の既存の通所介護事業者・訪問介護事業者が約100事業者であることを考えると、一定の数値ではないか。今後直接アプローチをする等の必要があると考えている。

**田中委員** 新たに包括的支援事業に位置付けられた事業は非常に重要と考える。医療・介護の連携、生活支援サービスの体制の整備、認知症の早期発見等総合的支援と難しい内容ばかりであるが、市には積極的に取り組んでもらいたい。

**事務局** 他の事業を含め積極的に取り組みたい。

**篠原委員** 介護保険制度の改正により、要支援1・2の方の通所介護と訪問介護が地域支援事業に移行されることについての説明を受けているが、その場合の地域包括支援センターの役割を教えて欲しい。

**事務局** 基本的に地域包括支援センターの役割は変わらない。現在の地域包括支援センターでは要支援1・2の方のケアプラン作成が主な業務の一つとなっているが、通所介護と訪問介護が地域支援事業に移行した後も同じように行われる。一方で、地域支援事業で実施される通所事業や訪問事業は、要支援1・2といった認定を受けた方に限定せず、要支援1・2に相当すると考えられる方には同様に実施されるため、この方達のプラン作成も地域包括支援センターが行うこととなる。

**米山委員** 従前の業務に加え、支援認定を受けていない方のケアプラン作成を行うとなると、単純に業務量が増加すると考えるが、現在の地域包括支援センターの人員で、対応しきれるか。

**事務局** 現在も65歳以上で、介護認定を受けていない方を対象としたすこやか支援事業についてのプランを地域包括支援センターが作成している。すこやか支援事業については今回の介護保険制度改正により終了することになるので、要支援認定を受けていない方のケアプラン作成を行うことによる業務量の大幅な増加は想定していない。

**米山委員** 地域包括支援センターの人員に変更はないか。

**事務局** 今後、業務量が増えることも考えられるが、現時点では人員についての変更を検討していない。

**柏崎委員** 介護予防・日常生活支援総合事業に対する利用者の需要が増えた場合に、事業者は足りるか。

**事務局** 足りるか、足りないかは今後検討しなければならない。通所事業一つをとっても市内には介護保険事業者ではない通所系サロンが130程度あることが分かっている。これらサロンがこれまでのサロンを継続するのか、介護予防・日常生活支援総合事業に参加するのか、事業者へ意向確認が必要と考える。現在はこれらサロンについて、場所や利用者のキャパシティー等情報収集を始めているところである。

**柏崎委員** 介護保険制度改正には、利用者負担割合の見直しも含まれている。国が決めることなのかもしれないが、一定以上の所得のある方の負担割合を2割とすることについて、第2号被保険者を除く理由を教えて欲しい。

**事務局** 現役世代の負担増を避けることが理由にある。

**武見委員** 計画案には高齢者のための福祉避難所の確保についても記載されている。前回の委員会で大規模施設との協定は完了している旨の話があったが、小規模施設との協定はその後どの様になっているか。

**事務局** 前回の委員会後具体的に進んでいる事例はないが、賛同いただける事業者とは随時協定を締結したいと考えている。小規模施設の中には地域の防災訓練に参加するなど、福祉避難所の協定にも前向きに検討頂けると思われる施設もある。市としても積極的に進めていきたいと考えている。

**篠原委員** 私はこの委員会で何度も話をしているが、計画を策定する際は認知症対策に重点を置いてもらいたい。地域で支えることはもちろんだがそれにも限界はあると考える。新たに包括的支援事業に位置付けられた事業にも、認知症の早期発見等総合的支援が位置付けられており、是非とも真剣に取り組んで頂きたい。

**事務局** ご指摘の点は重々承知している。

**委員長** 委員からはある程度の意見が出たようなので、計画案の今後の扱いについて、事務局より説明をしてもらいたい。

**事務局** この計画案については10月21日に庁内の部長による政策調整会議に諮り、その後11月4日に市長、副市長を含めた政策会議に諮ることになる。11月19日には市議会議員からなる全員協議会へ諮り、11月20日よりパブリックコメントを実施する予定である。当委員会へは3月27日に計画案の諮問を行っており、10月21日の政策調整会議の前までには委員会としての答申を頂きたい。事務局としては、本日の委員会終了後、政策調整会議の前までに委員会は開催されないため、これまでの4回の委員会の審議を踏まえ計画案を事務局で作成させて頂き、委員長一任で答申を頂きたいと考えている。

**委員長** 事務局からの話にあったが、すでに答申を出さなければいけない時期が来ている。このため、事務局の策定した計画案について、私に一任を頂き個別に各委員に相談させて頂きながら委員会としての答申を提出したいと考えるが、各委員はそれで良いか。  
(委員承認)

**委員長** それでは議題を次に進める。

### 議題3 その他

**委員長** 事務局より何かあるか。

**事務局** 次回推進委員会は、11月下旬又は12月初旬を予定している。改めて通知をするのでご承知おき願いたい。事務局からは以上になる。

**委員長** 各委員より何かあるか。

**青木委員** 計画案について、委員長一任で答申を提出することには各委員が承認した。しかしながら答申された計画案について、各委員はどのように知ることができるか。

**事務局** 事務局より答申内容を各委員に郵送させていただく。

**委員長** 他に意見はあるか。なければ第4回茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会を終了する。

委員長署名 鈴木 忠義

---

委員署名 米山 康之

---